

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号

氏 名 早来工営株式会社 代表取締役 小松 稔明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

許可の年月日 令和 2年 4月 3日

許可の有効年月日 令和 9年 4月 2日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

- 取扱う特別管理産業廃棄物
- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
 - ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
 - ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
 - ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シスター1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ・廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ・廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 4月 3日 当初許可

平成15年 7月 16日 変更届出書受理（本店所在地を神奈川県相模原市橋本台一丁目7番1号から変更したこと。）

平成20年 4月 3日 更新許可

平成25年 4月 3日 更新許可（優良認定）

(以下、裏面記載)

令和 2年 4月 3日 更新許可（優良認定）
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白
5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白